

道有未利用地の状況【令和4年度と令和5年度(案)の比較】

資料2-1

令和5年2月17日現在

区分	件数		土地面積 (㎡)		台帳価格 (千円)		R4→R5の増減	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	件数	土地面積 (㎡)
豊根	78	80	273,716.53	280,840.88	1,561,914	1,172,884	2	2,123.85
石狩	19	19	133,849.18	137,252.79	2,155,573	2,261,900	0	3,404
倶利伽羅	24	19	27,354.77	21,341.85	225,788	156,824	-4	-5,814
胆振	22	28	38,185.71	46,376.82	537,387	618,048	6	8,191
日高	4	5	14,171.00	18,240.32	134,599	140,904	1	1,059
渡島	32	36	173,524.00	180,106.43	1,086,229	1,183,036	4	6,582
釧路	11	10	7,258.30	6,428.25	73,951	65,828	-1	-883
上川	30	34	182,597.13	188,347.96	2,036,385	2,102,045	4	5,751
檜穂	25	26	38,082.86	37,048.71	148,588	397,568	1	32,847
宗谷	12	12	57,653.78	58,519.90	290,787	272,939	0	856
十勝	50	59	94,938.17	90,210.29	892,762	812,227	-2	-879
網走	14	14	25,817.34	30,342.99	307,787	357,849	5	4,928
根室	3	3	7,083.28	7,083.28	52,966	52,965	0	0
合計	352	372	1,125,058.62	1,202,038.41	9,430,743	10,219,183	20	76,938.79

※R4は年度当初 (R441現在)、R5 (案) はR5.2.17現在の数値

令和4年から令和5年(案)の増減内訳

【増】45件

- ・R4年度途中に新規で登録した物件 (1件)
- ・R5に新規で登録した物件 (42件)
- ・処理方針の変更 (R4の処理方針：道利用、国・市町村等へ処分等→R5の処理方針：民間へ処分) に伴い、非公開から公開になった物件 (2件)

【減】25件

- ・売却した物件 (11件)
- ・処理方針の変更 (R4の処理方針：民間へ処分→R5の処理方針：道利用、国・市町村等へ処分等) に伴い、公開から非公開になった物件 (14件)

庁舎	学校		道営住宅		公宅		計		R4→R5の増減	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	庁舎	学校
2	1	1	3	3	5	5	7	8	0	0
6	4	0	0	0	13	15	19	19	-2	0
2	1	0	0	0	20	27	22	23	-1	0
2	1	0	0	4	4	23	22	28	-1	0
1	1	0	0	0	3	4	4	5	0	0
6	5	6	6	0	20	25	32	36	-1	0
0	0	0	0	0	13	13	11	10	0	-1
2	2	4	3	2	22	27	30	34	0	-1
3	5	1	2	3	16	16	25	25	0	0
1	1	0	0	1	0	11	12	12	0	-1
6	6	0	0	2	42	40	50	49	0	-2
2	2	2	2	0	24	28	28	32	0	0
2	4	0	0	1	13	15	16	21	2	0
0	0	0	0	0	3	3	3	3	0	0
46	43	24	24	15	256	290	352	372	-3	-1

令和4年度 未利用地売却実績一覧

資料2-2

【財産課】

No.	口座名	所在地	土地面積 (㎡)	建物	売却価格	売却先	売却方法
1	旧室蘭土木現業所洞爺湖出張所分室	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉144番151	1120.39	無	11,964,500	民間	一般競争入札 先着順随意契約
2	旧栗山高等学校松風3丁目公宅	栗山町松風3丁目270番	354.05	有	4,250,000	民間	一般競争入札
3	旧札幌市発寒交番跡地	札幌市西区発寒6条3丁目338番6	157.64	無	25,400,000	民間	一般競争入札

【財産課以外の所屬】

No.	口座名	所在地	土地面積 (㎡)	建物	売却価格	売却先	売却方法
1	潮見団地	稚内市潮見1丁目8番10	1913.47	無	16,670,000	民間	一般競争入札
2	函館五稜郭支援学校柳町公宅	函館市柳町1番3号	333.88	有	20,590,000	民間	一般競争入札
3	潮見公宅E	稚内市潮見2丁目21番2、21番3の一部	553.40	有	5,420,000	民間	一般競争入札
4	常呂高等学校西公宅	北見市常呂町字常呂574番地1	2319.74	有	11,600,000	民間	一般競争入札
5	常呂高等学校西公宅	北見市常呂町字常呂576番地12	800.00	有		民間	一般競争入札
6	旧北10条東2公宅	北見市北10条東2丁目2番1	327.01	有	13,100,000	民間	一般競争入札
7	旧60-63号公宅	網走市潮見11丁目237番104	726.00	有	33,301,400	民間	一般競争入札
8	旧64-67号公宅	網走市潮見11丁目231番110	726.00	有		民間	一般競争入札

令和5年度 未利用地売却予定一覧

資料3

No.	売却時期	管理部局名	口 座 名	所 在 地	数量 (㎡)	物件の状況	
						建物有無	引き合い
1	4月中	道警	旧興津4-16公宅	釧路市興津4丁目78番89	575.00	—	○
2		総務部	旧網走市緑町公宅	網走市緑町18番14	249.86	—	○
3		総務部	旧函館市鍛神交番	函館市中道	63.64	—	○
4	R5年度中 (予定)	総務部	旧深川文光町団地	深川市文光町44番240	789.42	—	○
5		総務部	旧浜中町公宅	余市町浜中町130番1	2,591.79	—	○
6		総務部	旧札幌市白石区菊水5-3公宅	札幌市白石区菊水5条3丁目66番2	768.91	—	○
7		総務部	旧砂川市晴見2条北7丁目公宅	砂川市晴見2条北7丁目68番85	412.50	—	—
8		総務部	旧釧路総合振興局保健福祉部保健行政室	釧路市花園町8番6号	3,262.91	—	—
9		総務部	旧苫小牧市明德町公宅	苫小牧市明德町2丁目18-13,14	560.00	—	—
10		総務部	旧中央長沼公宅	長沼町錦町南2丁目485番101,102	2,135.15	—	—
11		総務部	旧深川地域保健部共済7号公宅	深川市6条2962番27	363.72	—	—
12		総務部	旧深川地域保健部3-4号公宅敷地	深川市8条22番167	297.92	—	—
13		総務部	旧石狩農業改良普及センター江別分室	江別市大麻元町154番4	3,464.37	有	—

【売却予定物件の選定方法】

- ・売却に関する引き合いがあるものを最優先に選定
- ・測量等の売却に係る準備が整っており、売却に支障となる事象が解決されている物件を優先して選定
- ・建物付きのものは、引き合いがない場合は、優先度を下げて選定

道有未利用地の現状【管内別】

資料4

令和4年4月1日現在

区分	件数	(うち建物有)	土地面積 (㎡)	台帳価格 (円)
空知	78	28	278,715.53	1,161,914,279
石狩	19	11	133,849.18	2,155,573,159
後志	22	10	27,554.78	225,797,702
胆振	22	6	38,185.71	537,386,881
日高	4	2	14,171.00	134,687,643
渡島	32	19	173,524.00	1,086,228,529
樺山	11	7	7,258.30	73,951,067
上川	30	17	182,597.13	2,036,385,382
福萌	25	6	35,002.06	148,908,443
宗谷	12	8	57,653.78	290,787,435
紋別	50	21	94,989.17	802,761,880
十勝	28	16	48,686.36	415,628,191
釧路	16	8	25,817.34	307,757,459
根室	3	1	7,083.28	52,965,681
合計	352	160	1,125,098.62	9,430,743,821

現況の確認状況			売却への支障 (現況調査又は現地確認表から把握)					
(最終現況調作成日又は現地確認) R4	有		無		境界標		越境・不法使用・ 不法投棄	狭小地 (200㎡以下)
	R1～3	H30以前	なし	不明	あり	不明		
7	28	42	1	47	7	6	11	2
6	4	9	0	8	1	6	0	2
5	6	10	0	9	1	8	1	1
0	6	16	0	16	0	6	1	0
2	0	2	0	1	1	1	1	0
1	8	22	1	16	6	6	6	3
2	3	6	0	5	5	0	3	0
2	12	16	0	12	8	3	2	1
0	13	32	0	15	0	8	1	0
0	6	6	0	5	3	3	1	0
3	10	37	0	28	2	11	2	0
9	6	12	1	19	2	3	3	2
5	5	5	1	7	2	6	1	0
0	0	3	0	0	1	0	0	0
43	107	198	4	188	39	67	33	11
12.2%	30.4%	56.3%	1.1%	53.4%	11.1%	19.0%	9.4%	3.1%
支障のない物件 (境界標有、越境等無等)			125	35.5%	252	71.6%	341	96.9%

今後の取組・方向性について

【道有未利用地の現状】

- 未利用地の正確な状況・状態を確認できていない。
 - ・ 現在の状況を5年以上確認できていない、未確認のものが未利用地全体の約57.4%を占めている。

【当面の対応】

- 令和5年度から数年間で計画的に全未利用地の状況の調査を実施し、「正確な現状を把握」
 - ・ 現地確認調査、資料調査により、未利用地の現況、立地条件、市場性等について、正確に把握・整理
- 売却可能な状態の未利用地は、現行どおり売却を進めていく。

【今後の方向性】

- 道の実情に即した未利用地の管理・処分など有効活用のルール、基準のたたき台を令和5年度目途に示す。
 - ・ カテゴリー化、グルーピング化の整理方法
 - ・ 適切な管理・処分に向けた環境整備の方策 など

【これまでの取組（参考）】

- 一般競争入札における期間入札：H20～【一定期間内に郵送等で応札可】
- 入札不落後の先着順による随意契約
- 早期の入札告示【最低売却価格の事前公表】
- 未利用地情報のホームページへの掲載
- 不動産関係団体と連携した未利用地情報の発信
- 建物付き売却

【全国都府県調査概要】

調査者：北海道、実施：令和4年11月4日、集約：令和4年11月30日

道の現状：条例以外、譲与等のルール、判断基準の設定無し。

調査内容：市町村向けの譲与等について明確なルール設定や判断基準を設定しているのかを確認

回答状況：回答 41都府県（設定 27府県、未設定14都府県）、未回答 5県（道含めず）

【ルールや判断基準を設定している県の回答概要】

具体性	区分	概要	都府県名	数
↑	A	条例の適用内規や規則等を設定し運用。 <u>客観的な数値基準や具体的な基準を設定し譲与や減額譲渡を実施。</u> (宮城県) 【譲与】個別に知事承認検討シートを作成し判断 【減額譲渡】財政力指数を元に客観的な数値を元に減額率の適用基準を設定し判断	宮城	1
	B	条例の適用内規や規則等を設定し運用。 <u>具体的な基準を設定して譲与や減額譲渡を実施。</u> (主な考え方) 【譲与】具体的条件、経緯、市町村との事業関係根拠法令、利用用途の具体を提示し判断 【減額譲渡】譲与と同様の基準等により、区分毎に何%まで減額できるのかを明示し判断	秋田、山形、埼玉 静岡、岐阜、長崎	6
	C	条例の適用内規や規則等を設定し運用。 <u>一定程度の基準を設定して譲与や減額譲渡を実施。</u> また、回答趣旨としては当該区分に該当するが、資料提供が無い（提供を拒まれた）場合や、本回答だけでは詳細不明である府県も含める。	岩手、福島、茨城 栃木、新潟、福井 山梨、三重、大阪 兵庫、和歌山、島根 岡山、山口、佐賀 熊本、大分、宮崎 沖縄	20

【調査結果】全国半分以上の県で譲与・減額譲渡の運用を定めている。

客観的かつ具体的運用を定めているのはAとBの区分。宮城県のように市町村の財政力指数をもとに減額譲渡幅のパーセンテージを明確化させている県もあり（A区分）。

また、数値によらなくても丁寧に土地の取得経緯（特に寄附）や利用用途、設置される施設や根拠法令等を網羅し、具体的に譲与・譲渡（減額譲渡幅のパーセンテージ設定）を判断している県もあり（B区分）。

【検討の方向性（案）】

市町村への財産譲与や減額譲渡は実質的に団体に対して道が補助金を交付することと等しいため、公平で客観的な仕組みによる運用が求められる。

現在、道では判断基準等を設定していないことから、今回の調査結果を踏まえつつ、令和5年度を目途に、道の実情に即した財産の譲与又は減額譲渡等の取扱い基準を定める。

【昭和 39 年 4 月 1 日条例第 28 号】

(趣旨)

第 1 条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第 2 条 普通財産は、不動産に限り、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の不動産と交換することができる。ただし、価格の差額がその高価なものの 6 分の 1 を超えるときは、この限りでない。

- (1) 道において、公用、公共用又は職員の住居の用に供するため、他の者の所有する不動産を必要とするとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、道の不動産を必要とするとき。

2 前項の交換をする場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与)

第 3 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与することができる。ただし、当該財産を供用して行う当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげるものである場合は、この限りでない。

- (1) 他の地方公共団体又は水害予防組合若しくは土地改良区において公用又は公共用に供するため普通財産を当該地方公共団体又は水害予防組合若しくは土地改良区に譲渡するとき。
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。
- (3) 行政財産又は職員の住居の用に供する財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産又は当該用途を廃止した普通財産を当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。ただし、寄附を受けた後 20 年を経過したものについては、この限りでない。
- (4) 行政財産又は職員の住居の用に供する財産の用途に代るべき他の財産の寄附を受けたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産又は当該用途を廃止した普通財産をその寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の減額譲渡)

第 4 条 普通財産は、他の地方公共団体その他公共団体又は公益法人において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、これらの者に対し、時価からその 5 割以内を減額した価格で譲渡することができる。ただし、当該財産を供用して行う当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげるものである場合は、この限りでない。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第 5 条 普通財産は、他の地方公共団体その他公共団体又は公益法人において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、これらの者に対し、無償又は時価よりも低い対価で貸し付けるこ

とができる。ただし、当該財産を供用して行う当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげるものである場合は、この限りでない。

(貸付け以外の方法による場合への準用)

第6条 前条の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合において準用する。

(料金の減免)

第7条 知事は、特に必要があると認めるときは、普通財産を貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させた場合の対価を減免することができる。

(物品の交換)

第8条 物品に係る経費の低減を図るため特に必要があると認めるときは、規則で定める物品を道以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第9条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第10条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができる。

北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づく取組について

1 道におけるファシリティマネジメントの取組経過

年月	事項
H14. 10	・「施設整備方針」（施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減）
H16. 8	・「道財政立て直しプラン」策定 （適切な維持管理による長寿命化の推進、ファシリティマネジメントの導入検討）
H17. 3	・総務部行財政改革推進室「ファシリティマネジメント導入準備会議検討結果報告書」
4	・建設部建築整備室「ストックマネジメントシステム推進方針」 ・建設部建築整備室計画管理課に導入準備のための検討組織を設置
H18. 3	・北海道ファシリティマネジメント導入推進会議（各部代表課長等）を設置
4	・北海道ファシリティマネジメント導入基本方針策定
H28. 3	・北海道にファシリティマネジメントの所掌組織を設置（総務部総務課内） ・北海道ファシリティマネジメント推進方針策定（改定）

2 北海道ファシリティマネジメント推進方針の概要

<目的>

道が保有する全てのファシリティ(土地、建物等)について「施設経営」の視点に立ち、道有建築物等の長寿命化による既存ストックの有効活用をはじめ、設備投資・施設運営費の最小化、過剰・遊休等の排除を図ることでファシリティの整備・維持運営に係る財政負担の軽減化を行う

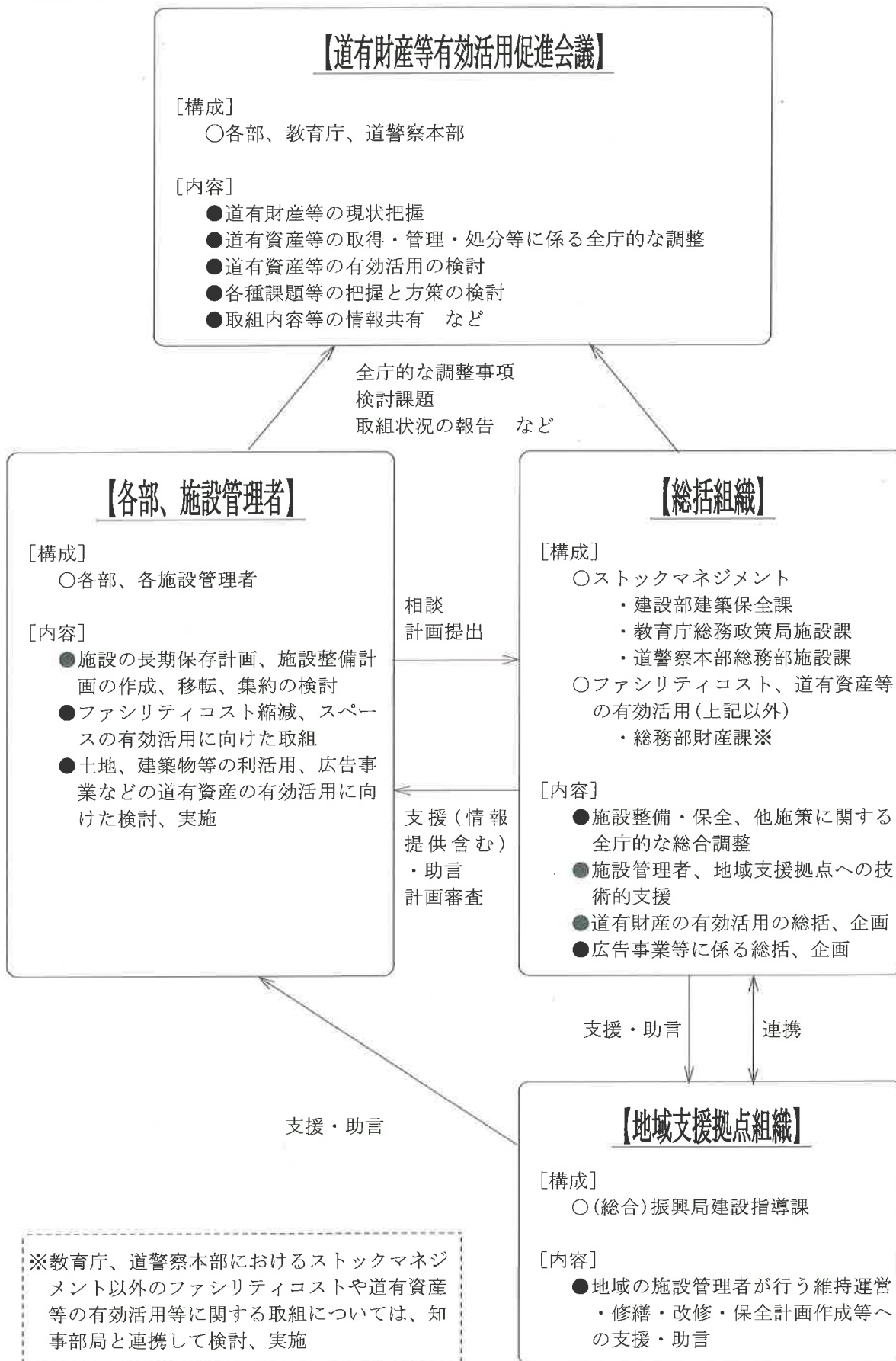
<基本的な考え方と実施方策>

推進に関する3つの視点

- 道政全般にわたるファシリティマネジメントの推進を着実かつ段階的に実施
- 事業費の削減など財政負担軽減効果の高いものから順次着手
- 各取組の中でも緊急性の高いものから順次実施

推進すべき5つの取組	実施方策
1. 道有建築物等におけるストックマネジメント	①保全規程に基づく適切な保全の実施 ・長期保全計画、施設整備計画の作成 ②長寿命化改修等の実施 ③全庁的な調整 ・改築等の施設整備に係る検討体制の整備 ④有資格者による点検の実施 ⑤小破修繕業務のさらなる集約化の検討 ・小破修繕に係る集中処理業務の拡大検討 ⑥計画修繕予算の集約化の検討 ・予防保全型修繕への移行、計画修繕予算の集約化検討
2. ファシリティコスト縮減	①ファシリティコストの縮減 ・ベンチマーキングの活用、委託手法の検討・調整 ②インハウスエスコの実施 ・電気、機械設備等に係る改修や運用方法の改善
3. スペースの有効活用	①ユニバーサルレイアウトの採用 ・段階的な取組の継続 ②共有スペース等の見直し
4. 道有資産の有効活用	①土地の利活用の促進 ・土地の集約・転用等による総量抑制の検討 ・売却処分等の推進と貸付による利活用 ②土地以外の財産等の利活用の促進 ・ネーミングライツ、目的外使用の弾力化等の建物利活用推進 ・知的財産の創造・保護・活用を促進 ・バナー広告、封筒・印刷物への広告掲載、空スペース貸付
5. 評価手法の確立	①取組に係る評価 ・各種評価手法の確立とその実施

<推進体制>



3 これまでの取組状況 (2022.4.1現在)

推進すべき5つの取組	内 容																							
1. 道有建築物等におけるストックマネジメント																								
①保全規程に基づく適切な保全の実施	<p>(1)道有建築物等保全規程の策定 (H18. 4)</p> <p>(2)道有建築物等の保全に関する支援、助言等</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設部建築保全課、(総合)振興局建設指導課に相談窓口設置 保全業務研修会の開催 (年2回) マニュアル、基準等の作成・配布 庁内イントラを活用した保全関連情報の提供 保全実地調査(施設劣化度調査、点検業務支援、助言等) 災害、事故等に係る保全指導(応急・復旧への支援、助言等) <p>(3)効率的、効果的な施設整備に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期保全計画の作成 施設整備計画書の作成(支援・調整) 																							
②長寿命化改修等の実施	<p>(1)効率的、効果的な施設整備に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 長寿命化診断の実施 H28年度:16施設 H29年度:5施設 H30年度:19施設 R元年度:24施設 R2年度:28施設 R3年度:30施設 長寿命化改修の実施(工事完了) H29年度:2施設 H30年度:3施設 R元年度:3施設 R2年度:3施設 既存施設の有効活用方策の助言等(移転・集約など) 施設整備検討会の開催(庁内関係部局参集) 																							
③全庁的な調整	<p>(1)主な庁舎等の移転・集約</p> <table border="1" data-bbox="632 981 1386 1955"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">移転 集約</td> <td>H19</td> <td>○網走支庁遠軽総合庁舎の機能を紋別保健所遠軽支所に移転・集約 ・維持管理費:約400万円/年の減 ・土地の売却:1563万円</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>○理科教育センターを教育研究所へ移転・集約 ・維持管理費:約1000万円/年の減 ・土地の売却:3億6211万円</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>○天塩合同庁舎・農業改良普及センター北支所を留萌保健福祉事務所天塩支所に移転・集約 ・維持管理費:約140万円/年の減 ・建物の売却:78万円</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>○宗谷森林室を浜頓別地域保健支所に移転・集約 ・維持管理費:約110万円/年の減 ・約5500万円の経費抑制(新築比較)</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>○渡島東部森林室を渡島合同庁舎に移転・集約 ・維持管理費:約170万円/年の減 ・約1.4億円の経費抑制(改修比較)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>○寿都社会福祉事務出張所を寿都町地域コミュニティセンターに移転 ・維持管理費:約100万円/年の減 ・約1500万円の経費抑制(改修比較)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">転用</td> <td>H20 ~22</td> <td>○旧福利厚生用の宿泊施設を児童相談所へ転用(H20決定、H21事業着手、H22改修、H23解体) ・約1.3億円の経費抑制(改築比較) ・土地の売却:3298万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○旧釧路高等看護学院を児童相談所へ転用(H20決定、H21事業着手、H22改修、H23解体) ・約3.8億円の経費抑制(改築比較) ・土地の売却:4521万円</td> </tr> <tr> <td>H27 ~29</td> <td>○旧釧路ろう学校を保健行政室、防災備蓄センター、災害対処室、振興局書庫に転用(H29移転) ・津波発生時における振興局機能の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)民間資本による庁舎の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 胆振支庁が賃貸ビル(むろらん広域センタービル)へ移転(H21. 3) 	区分	年度	内 容	移転 集約	H19	○網走支庁遠軽総合庁舎の機能を紋別保健所遠軽支所に移転・集約 ・維持管理費:約400万円/年の減 ・土地の売却:1563万円	H20	○理科教育センターを教育研究所へ移転・集約 ・維持管理費:約1000万円/年の減 ・土地の売却:3億6211万円	H21	○天塩合同庁舎・農業改良普及センター北支所を留萌保健福祉事務所天塩支所に移転・集約 ・維持管理費:約140万円/年の減 ・建物の売却:78万円	H23	○宗谷森林室を浜頓別地域保健支所に移転・集約 ・維持管理費:約110万円/年の減 ・約5500万円の経費抑制(新築比較)	H28	○渡島東部森林室を渡島合同庁舎に移転・集約 ・維持管理費:約170万円/年の減 ・約1.4億円の経費抑制(改修比較)	H30	○寿都社会福祉事務出張所を寿都町地域コミュニティセンターに移転 ・維持管理費:約100万円/年の減 ・約1500万円の経費抑制(改修比較)	転用	H20 ~22	○旧福利厚生用の宿泊施設を児童相談所へ転用(H20決定、H21事業着手、H22改修、H23解体) ・約1.3億円の経費抑制(改築比較) ・土地の売却:3298万円		○旧釧路高等看護学院を児童相談所へ転用(H20決定、H21事業着手、H22改修、H23解体) ・約3.8億円の経費抑制(改築比較) ・土地の売却:4521万円	H27 ~29	○旧釧路ろう学校を保健行政室、防災備蓄センター、災害対処室、振興局書庫に転用(H29移転) ・津波発生時における振興局機能の確保
区分	年度	内 容																						
移転 集約	H19	○網走支庁遠軽総合庁舎の機能を紋別保健所遠軽支所に移転・集約 ・維持管理費:約400万円/年の減 ・土地の売却:1563万円																						
	H20	○理科教育センターを教育研究所へ移転・集約 ・維持管理費:約1000万円/年の減 ・土地の売却:3億6211万円																						
	H21	○天塩合同庁舎・農業改良普及センター北支所を留萌保健福祉事務所天塩支所に移転・集約 ・維持管理費:約140万円/年の減 ・建物の売却:78万円																						
	H23	○宗谷森林室を浜頓別地域保健支所に移転・集約 ・維持管理費:約110万円/年の減 ・約5500万円の経費抑制(新築比較)																						
	H28	○渡島東部森林室を渡島合同庁舎に移転・集約 ・維持管理費:約170万円/年の減 ・約1.4億円の経費抑制(改修比較)																						
	H30	○寿都社会福祉事務出張所を寿都町地域コミュニティセンターに移転 ・維持管理費:約100万円/年の減 ・約1500万円の経費抑制(改修比較)																						
転用	H20 ~22	○旧福利厚生用の宿泊施設を児童相談所へ転用(H20決定、H21事業着手、H22改修、H23解体) ・約1.3億円の経費抑制(改築比較) ・土地の売却:3298万円																						
		○旧釧路高等看護学院を児童相談所へ転用(H20決定、H21事業着手、H22改修、H23解体) ・約3.8億円の経費抑制(改築比較) ・土地の売却:4521万円																						
	H27 ~29	○旧釧路ろう学校を保健行政室、防災備蓄センター、災害対処室、振興局書庫に転用(H29移転) ・津波発生時における振興局機能の確保																						

推進すべき5つの取組	内 容																		
④有資格者による点検の実施	(1)道有建築物等の保全に関する支援、助言等 ・保全実地調査(施設劣化度調査、点検業務支援、助言等)【再掲】 (2)効率的、効果的な施設整備に向けた取組 ・長寿命化診断の実施【再掲】																		
⑤小破修繕業務のさらなる集約化の検討	(1)効率的、効果的な施設整備に向けた取組 ・小破修繕業務の集約化 H30.4から知事部局の少額修繕等業務を建設部に集約化																		
⑥計画修繕予算の集約化の検討	(1)効率的、効果的な施設整備に向けた取組 ・計画修繕業務の集約化 H30.4から知事部局の計画修繕等業務を建設部に集約化																		
2. ファシリティコスト削減																			
①ファシリティコストの削減	(1)ファシリティコスト削減の取組 ・エネルギー消費量実態調査及び現地調査の実施(H18.7～) ・庁用電力調達に係る新電力導入拡大に向けた方針策定(H28.12) ・エネルギー使用状況のベンチマーク公表・改善指示(H31.2)																		
②インハウスエスコの実施	(1)インハウスエスコ(省エネ化の組織内自主事業)の実施 ・技術職員による技術診断、コスト削減を図る改修工事の実施 H18年度から合計54施設を調査																		
3. スペースの有効活用																			
①ユニバーサルレイアウトの採用	(1)ユニバーサルレイアウトの導入等 <table border="1" data-bbox="628 958 1385 1339"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18.4</td> <td>○本庁舎9階建設部建築局のフロアオープン化</td> </tr> <tr> <td>H19.3</td> <td>○本庁舎12階環境生活部のフロアオープン化</td> </tr> <tr> <td>H21.3</td> <td>○胆振支庁移転に伴いフロアオープン化</td> </tr> <tr> <td>H21.4</td> <td>○本庁舎5階総務部の一部フロアオープン化 ○本庁舎3階総合政策部の一部フロアオープン化</td> </tr> <tr> <td>H22.3</td> <td>○本庁舎5階総務部の一部フロアオープン化</td> </tr> <tr> <td>H28.12</td> <td>○石狩振興局産業振興部の一部フロアオープン化</td> </tr> <tr> <td>H30.4</td> <td>○本庁舎4階総合政策部の一部フロアオープン化</td> </tr> <tr> <td>R2.3</td> <td>○本庁舎5階北東側(総務部行政局、学事課)のフロアオープン化 ※執務環境の改善に向けた一体的な取組(最適なゾーニング、フリーアドレスによるコミュニケーションの向上など)として整備</td> </tr> </tbody> </table>	年月	内 容	H18.4	○本庁舎9階建設部建築局のフロアオープン化	H19.3	○本庁舎12階環境生活部のフロアオープン化	H21.3	○胆振支庁移転に伴いフロアオープン化	H21.4	○本庁舎5階総務部の一部フロアオープン化 ○本庁舎3階総合政策部の一部フロアオープン化	H22.3	○本庁舎5階総務部の一部フロアオープン化	H28.12	○石狩振興局産業振興部の一部フロアオープン化	H30.4	○本庁舎4階総合政策部の一部フロアオープン化	R2.3	○本庁舎5階北東側(総務部行政局、学事課)のフロアオープン化 ※執務環境の改善に向けた一体的な取組(最適なゾーニング、フリーアドレスによるコミュニケーションの向上など)として整備
年月	内 容																		
H18.4	○本庁舎9階建設部建築局のフロアオープン化																		
H19.3	○本庁舎12階環境生活部のフロアオープン化																		
H21.3	○胆振支庁移転に伴いフロアオープン化																		
H21.4	○本庁舎5階総務部の一部フロアオープン化 ○本庁舎3階総合政策部の一部フロアオープン化																		
H22.3	○本庁舎5階総務部の一部フロアオープン化																		
H28.12	○石狩振興局産業振興部の一部フロアオープン化																		
H30.4	○本庁舎4階総合政策部の一部フロアオープン化																		
R2.3	○本庁舎5階北東側(総務部行政局、学事課)のフロアオープン化 ※執務環境の改善に向けた一体的な取組(最適なゾーニング、フリーアドレスによるコミュニケーションの向上など)として整備																		
②共有スペース等の見直し	(1)本庁舎等のスペース不足対策 ・スペースの配置、使用方法の見直し <table border="1" data-bbox="628 1440 1385 1709"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>執務室面積適正化</td> <td>○執務室面積の基準面積に対する充足率が高い執務室の適正化を行い会議室等のスペースを確保 ・機構改正にあわせ執務室面積の見直しを実施</td> </tr> <tr> <td>会議室の共用化</td> <td>○各部局が管理する会議室の一部を共用会議室に転用し、共用会議室不足を緩和 ・機構改正にあわせ執務室面積の見直しを実施</td> </tr> <tr> <td>書庫等の整理</td> <td>○適正な文書管理、書庫使用の推進 ・H29年度に法制文書課と合同で庁内の文書保管状況について現地調査、指導等を実施</td> </tr> </tbody> </table> ・会議室等のスペース確保 <table border="1" data-bbox="628 1765 1385 1944"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30.10</td> <td>○オープンミーティングルーム開設(本庁12階塔屋)</td> </tr> <tr> <td>R2.12.21</td> <td>○オープンミーティングルームを用途変更し、共用会議室として運用開始</td> </tr> <tr> <td>R3.5.12</td> <td>○WEB会議専用スペース開設(本庁1階ロビー)</td> </tr> </tbody> </table> ・スペース不足対策に係る庁内会議の開催(H29、30開催) 本庁舎等の部局、各種委員会等を参集し、スペース不足に対する共通認識を図り、解消に向けた取組を促進するため開催	区分	内 容	執務室面積適正化	○執務室面積の基準面積に対する充足率が高い執務室の適正化を行い会議室等のスペースを確保 ・機構改正にあわせ執務室面積の見直しを実施	会議室の共用化	○各部局が管理する会議室の一部を共用会議室に転用し、共用会議室不足を緩和 ・機構改正にあわせ執務室面積の見直しを実施	書庫等の整理	○適正な文書管理、書庫使用の推進 ・H29年度に法制文書課と合同で庁内の文書保管状況について現地調査、指導等を実施	年月	内 容	H30.10	○オープンミーティングルーム開設(本庁12階塔屋)	R2.12.21	○オープンミーティングルームを用途変更し、共用会議室として運用開始	R3.5.12	○WEB会議専用スペース開設(本庁1階ロビー)		
区分	内 容																		
執務室面積適正化	○執務室面積の基準面積に対する充足率が高い執務室の適正化を行い会議室等のスペースを確保 ・機構改正にあわせ執務室面積の見直しを実施																		
会議室の共用化	○各部局が管理する会議室の一部を共用会議室に転用し、共用会議室不足を緩和 ・機構改正にあわせ執務室面積の見直しを実施																		
書庫等の整理	○適正な文書管理、書庫使用の推進 ・H29年度に法制文書課と合同で庁内の文書保管状況について現地調査、指導等を実施																		
年月	内 容																		
H30.10	○オープンミーティングルーム開設(本庁12階塔屋)																		
R2.12.21	○オープンミーティングルームを用途変更し、共用会議室として運用開始																		
R3.5.12	○WEB会議専用スペース開設(本庁1階ロビー)																		

推進すべき5つの取組	内 容												
	<p>(2) スペースの有効活用による運営コスト等の削減</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">年 月</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18.11～</td> <td>○本庁舎1階にコーヒーショップ開店 ・出店者:ドトールコーヒー ・行政財産使用料収入:約51万円+実費/年</td> </tr> <tr> <td>H20.6～</td> <td>○本庁舎1階に公衆無線LAN設置 ・出店者:NTTブロードバンドプラットフォーム ・行政財産使用料収入:約1500円+実費/年</td> </tr> <tr> <td>H21.3～</td> <td>○本庁舎地下1階食堂事業者から使用料徴収 ・出店者:シダックスフードサービス北海道 ・行政財産使用料収入:約1946万円+実費/年</td> </tr> <tr> <td>H25.4～</td> <td>○本庁舎地下1階小売店事業者から使用料徴収 ・出店者:セイコーマート ・行政財産使用料収入:約952万円+実費/年</td> </tr> <tr> <td>～R4.3</td> <td>○行財財産の使用許可による自動販売機の設置 (H18以前から順次実施、単年度許可) ・行政財産使用料収入:R3年度実績 61台 約72万円+実費/年</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	H18.11～	○本庁舎1階にコーヒーショップ開店 ・出店者:ドトールコーヒー ・行政財産使用料収入:約51万円+実費/年	H20.6～	○本庁舎1階に公衆無線LAN設置 ・出店者:NTTブロードバンドプラットフォーム ・行政財産使用料収入:約1500円+実費/年	H21.3～	○本庁舎地下1階食堂事業者から使用料徴収 ・出店者:シダックスフードサービス北海道 ・行政財産使用料収入:約1946万円+実費/年	H25.4～	○本庁舎地下1階小売店事業者から使用料徴収 ・出店者:セイコーマート ・行政財産使用料収入:約952万円+実費/年	～R4.3	○行財財産の使用許可による自動販売機の設置 (H18以前から順次実施、単年度許可) ・行政財産使用料収入:R3年度実績 61台 約72万円+実費/年
年 月	内 容												
H18.11～	○本庁舎1階にコーヒーショップ開店 ・出店者:ドトールコーヒー ・行政財産使用料収入:約51万円+実費/年												
H20.6～	○本庁舎1階に公衆無線LAN設置 ・出店者:NTTブロードバンドプラットフォーム ・行政財産使用料収入:約1500円+実費/年												
H21.3～	○本庁舎地下1階食堂事業者から使用料徴収 ・出店者:シダックスフードサービス北海道 ・行政財産使用料収入:約1946万円+実費/年												
H25.4～	○本庁舎地下1階小売店事業者から使用料徴収 ・出店者:セイコーマート ・行政財産使用料収入:約952万円+実費/年												
～R4.3	○行財財産の使用許可による自動販売機の設置 (H18以前から順次実施、単年度許可) ・行政財産使用料収入:R3年度実績 61台 約72万円+実費/年												

4. 道有資産の有効活用

①土地の利活用の促進	(1) 「遊休資産売却促進方針」(H18.11/最終改正H28.12)に基づく道有未利用地の売却促進の取組																											
	<p>・売却状況(直近3年間)</p> <p>R1 52件 約60億7600万円 R2 43件 約4億1300万円 R3 31件 約4億6500万円</p> <p>・インターネット入札の実施(H19.12～)</p> <p>H19 1件 約333万円 H20 2件 約459万円</p> <p>・道有未利用地の情報をホームページに掲載(H20.4～)</p> <p>・道有不動産のバルク方式による売却</p> <p>H21 2件 約3億386万円</p> <p>・期間入札(郵送等による応札受付)実施(H20.11～) (直近3年間)</p> <p>R1 9件 約1億6633万円 R2 13件 約3億6174万円 R3 8件 約3億6147万円</p>																											
	<p>(2) 貸付けによる利活用の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">貸付場所</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">契約年月</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧花・野菜技術センター用地</td> <td>H23.10</td> <td>・公募型プロポーザル方式による貸付者選定 ・農用地として貸付</td> </tr> <tr> <td>東京事務所敷地</td> <td>H24.7</td> <td>・定期借地権設定契約(約70年間) ・オフィスビル建設用地として貸付 ・道東京事務所は当該ビルの1室を賃貸</td> </tr> <tr> <td>旧中央農業試験場用地</td> <td>H25.7</td> <td>・土地賃貸借契約(20年間) ・太陽光発電施設設置用地として貸付</td> </tr> <tr> <td>旧花・野菜技術センター用地</td> <td>H26.7</td> <td>・公募型プロポーザル方式による貸付者選定 ・農用地として貸付</td> </tr> <tr> <td>道庁北側駐車場</td> <td>H26.11</td> <td>・定期借地権設定契約(52年間) ・病院建設用地として貸付</td> </tr> <tr> <td>札医大西側敷地</td> <td>H27.8</td> <td>・定期借地権設定契約(50年) ・医療研究施設建設用地として貸付</td> </tr> <tr> <td>旧初台公宅用地</td> <td>H29.4</td> <td>・定期借地権設定契約(50年) ・集合賃貸住宅用地として貸付 ・業者提案により既存施設を再利用</td> </tr> <tr> <td>旧花・野菜技術センター用地</td> <td>H30.10 H31.4</td> <td>・公募型プロポーザル方式による貸付者選定 ・農用地として貸付</td> </tr> </tbody> </table>	貸付場所	契約年月	内 容	旧花・野菜技術センター用地	H23.10	・公募型プロポーザル方式による貸付者選定 ・農用地として貸付	東京事務所敷地	H24.7	・定期借地権設定契約(約70年間) ・オフィスビル建設用地として貸付 ・道東京事務所は当該ビルの1室を賃貸	旧中央農業試験場用地	H25.7	・土地賃貸借契約(20年間) ・太陽光発電施設設置用地として貸付	旧花・野菜技術センター用地	H26.7	・公募型プロポーザル方式による貸付者選定 ・農用地として貸付	道庁北側駐車場	H26.11	・定期借地権設定契約(52年間) ・病院建設用地として貸付	札医大西側敷地	H27.8	・定期借地権設定契約(50年) ・医療研究施設建設用地として貸付	旧初台公宅用地	H29.4	・定期借地権設定契約(50年) ・集合賃貸住宅用地として貸付 ・業者提案により既存施設を再利用	旧花・野菜技術センター用地	H30.10 H31.4	・公募型プロポーザル方式による貸付者選定 ・農用地として貸付
貸付場所	契約年月	内 容																										
旧花・野菜技術センター用地	H23.10	・公募型プロポーザル方式による貸付者選定 ・農用地として貸付																										
東京事務所敷地	H24.7	・定期借地権設定契約(約70年間) ・オフィスビル建設用地として貸付 ・道東京事務所は当該ビルの1室を賃貸																										
旧中央農業試験場用地	H25.7	・土地賃貸借契約(20年間) ・太陽光発電施設設置用地として貸付																										
旧花・野菜技術センター用地	H26.7	・公募型プロポーザル方式による貸付者選定 ・農用地として貸付																										
道庁北側駐車場	H26.11	・定期借地権設定契約(52年間) ・病院建設用地として貸付																										
札医大西側敷地	H27.8	・定期借地権設定契約(50年) ・医療研究施設建設用地として貸付																										
旧初台公宅用地	H29.4	・定期借地権設定契約(50年) ・集合賃貸住宅用地として貸付 ・業者提案により既存施設を再利用																										
旧花・野菜技術センター用地	H30.10 H31.4	・公募型プロポーザル方式による貸付者選定 ・農用地として貸付																										

推進すべき5つの取組	内 容					
②土地以外の財産等の利活用の促進	(1)施設命名権(ネーミングライツ)の売却					
	施設名	期間	名称(売却額)			
	真駒内公園屋内・屋外競技場 [建設部都市環境課]	H19.4～ H22.3	真駒内セキスイハイムアリーナ・真駒内セキスイハイムスタジアム (売却額 約2100万円/3年)			
		H22.4～ H25.3	同上(契約延長) (売却額 約1878万円/3年)			
		H25.4～ H28.3	同上(契約延長) (売却額 約2140万円/3年)			
		H28.4～ H31.3	同上(契約延長) (売却額 約2150万円/3年)			
		H31.4～ R4.3	同上(契約延長) (売却額 約2194万円/3年)			
		R4.4～ R7.3	同上(契約延長) (売却額 約2200万円/3年)			
	産業共進会場 [農政部農政課]	H19.9～ H22.3	月寒アルファコートドーム (売却額 約1500万円/2年7カ月)			
		H22.4～ H24.3	北翔クロテック月寒ドーム (売却額 約700万円/2年)			
		H24.4～ H26.3	同上(契約延長) ※H24.12契約解除 →月寒グリーンドームに変更			
		H26.4～ H28.3	ケーブデンキ月寒ドーム (売却額 約700万円/2年)			
	道民活動センター [総務部総務課]	H22.6～ H24.3	北海道鍼灸専門学校かでるホール (売却額 約158万円/2年10カ月)			
	総合体育センター [環境生活部スポーツ振興課]	H22.6～ H24.3	北海きたえーる (売却額 約770万円/2年10カ月)			
		H24.4～ H26.3	同上(契約延長) (売却額 約840万円/2年)			
		H26.4～ H28.3	同上(契約延長) (売却額 約864万円/2年)			
		H28.4～ H30.3	同上(契約延長) (売却額 約864万円/2年)			
		H30.4～ R2.3	同上(契約延長) (売却額 約868万円/2年)			
		R2.4～ R4.3	同上(契約延長) (売却額 約880万円/2年)			
		R4.4～ R6.3	同上(契約延長) (売却額 約880万円/2年)			
	北見体育センター [環境生活部スポーツ振興課]	H22.6～ H24.3	アスクゲートネクス北見体育センター (売却額 約150万円/1年10カ月)			
	朝里ダム [建設部維持管理防災課]	R2.8～ R5.3	イエステーション北章宅建朝里ダム (売却額 約103万円/2年8カ月)			
	美唄ダム [建設部維持管理防災課]	R2.8～ R5.3	イエステーション北章宅建美唄ダム (売却額 約88万円/2年8カ月)			
	当別ダム [建設部維持管理防災課]	R3.8～ R6.3	亜麻のふるさと当別ダム (売却額 約147万円/2年8カ月)			
	有明ダム [建設部維持管理防災課]	R3.11～ R6.3	第一カッター有明ダム (売却額 約80万円/2年5カ月)			
	(2)建築物等、印刷物等への広告掲出(載)					
	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道広告取扱要綱」「同基準」策定(H18.4) ・北海道広告事業協力広告代理店制度の導入(H19.1) ・長期掲出割引制度の導入(H21.4) ・広告掲出(載)の取組 					
媒体 庁舎	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="758 1758 837 1792">媒体</th> <th data-bbox="837 1758 1412 1792">掲出(載)場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="758 1792 837 2049">[本庁]</td> <td data-bbox="837 1792 1412 2049"> <ul style="list-style-type: none"> ○ポスター、フィルム of 広告掲出 エレベーター内壁面・外扉、1階道民ホール壁面、地下1階食堂前壁面・通路 ○広告パンフレットの設置 1階道民ホールパンフレットスタンド ○広告付庁舎等案内板、電子看板(デジタルサイネージ)による広告掲出 1階玄関ホール壁面、柱側面 </td> </tr> </tbody> </table>		媒体	掲出(載)場所等	[本庁]	<ul style="list-style-type: none"> ○ポスター、フィルム of 広告掲出 エレベーター内壁面・外扉、1階道民ホール壁面、地下1階食堂前壁面・通路 ○広告パンフレットの設置 1階道民ホールパンフレットスタンド ○広告付庁舎等案内板、電子看板(デジタルサイネージ)による広告掲出 1階玄関ホール壁面、柱側面
媒体	掲出(載)場所等					
[本庁]	<ul style="list-style-type: none"> ○ポスター、フィルム of 広告掲出 エレベーター内壁面・外扉、1階道民ホール壁面、地下1階食堂前壁面・通路 ○広告パンフレットの設置 1階道民ホールパンフレットスタンド ○広告付庁舎等案内板、電子看板(デジタルサイネージ)による広告掲出 1階玄関ホール壁面、柱側面 					

推進すべき5つの取組	内 容																								
	<table border="1" data-bbox="630 286 1385 586"> <thead> <tr> <th>媒 体</th> <th>掲出(載)場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印刷物</td> <td>○配布印刷物への広告掲載 ・自動車税納税通知書(税務課)、給与支給明細書(人事課)、広報紙ほっかいどう(広報広聴課)、道財産売却パンフレット(総務部総務課)、競馬出走表(競馬事務所)</td> </tr> <tr> <td>ウェブ サイト</td> <td>[本庁] ○ホームページ、ポータルサイト(観光局)へのバナー広告掲載 [振興局] ○ホームページへのバナー広告掲載</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 庁舎空きスペースの貸付</p> <table border="1" data-bbox="630 638 1385 1012"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24. 4～</td> <td>○行財財産の貸付による自動販売機の設置(H24. 4から順次実施) ・貸付料: R3年度実績 159台 約5,090万円+実費/年</td> </tr> <tr> <td>H25. 6～ R 1. 9</td> <td>○赤れんが庁舎1階に売店開店 ・出店者: 小六 ・貸付料: 約220万円+実費/年</td> </tr> <tr> <td>H25. 6～</td> <td>○道庁別館1階に小売店開店 ・出店者: セブンイレブンジャパン ・貸付料: 約2592万円+実費/年</td> </tr> <tr> <td>H28. 2～ H30. 1</td> <td>○本庁12階塔屋に軽食喫茶店開店 ・出店者: コンフィ ・貸付料: 約206万円+実費/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 民間資金等による設備等の整備</p> <table border="1" data-bbox="630 1064 1385 1339"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19. 4～ R 4. 3</td> <td>○本庁舎1階に企業・団体等から無償提供を受けた道産木製のいす・テーブル等を整備 ・財政負担軽減効果: 約250万円</td> </tr> <tr> <td>H20. 4～</td> <td>○本庁前庭にハイブリット(風力・太陽光)発電電灯設置 ・財政負担軽減効果: 約300万円</td> </tr> <tr> <td>H24. 10～</td> <td>○道庁前庭に包括連携協定を締結するサッポロビールとの協同事業により道産間伐材を活用した木製ベンチを整備</td> </tr> </tbody> </table>	媒 体	掲出(載)場所等	印刷物	○配布印刷物への広告掲載 ・自動車税納税通知書(税務課)、給与支給明細書(人事課)、広報紙ほっかいどう(広報広聴課)、道財産売却パンフレット(総務部総務課)、競馬出走表(競馬事務所)	ウェブ サイト	[本庁] ○ホームページ、ポータルサイト(観光局)へのバナー広告掲載 [振興局] ○ホームページへのバナー広告掲載	年 月	内 容	H24. 4～	○行財財産の貸付による自動販売機の設置(H24. 4から順次実施) ・貸付料: R3年度実績 159台 約5,090万円+実費/年	H25. 6～ R 1. 9	○赤れんが庁舎1階に売店開店 ・出店者: 小六 ・貸付料: 約220万円+実費/年	H25. 6～	○道庁別館1階に小売店開店 ・出店者: セブンイレブンジャパン ・貸付料: 約2592万円+実費/年	H28. 2～ H30. 1	○本庁12階塔屋に軽食喫茶店開店 ・出店者: コンフィ ・貸付料: 約206万円+実費/年	年 月	内 容	H19. 4～ R 4. 3	○本庁舎1階に企業・団体等から無償提供を受けた道産木製のいす・テーブル等を整備 ・財政負担軽減効果: 約250万円	H20. 4～	○本庁前庭にハイブリット(風力・太陽光)発電電灯設置 ・財政負担軽減効果: 約300万円	H24. 10～	○道庁前庭に包括連携協定を締結するサッポロビールとの協同事業により道産間伐材を活用した木製ベンチを整備
媒 体	掲出(載)場所等																								
印刷物	○配布印刷物への広告掲載 ・自動車税納税通知書(税務課)、給与支給明細書(人事課)、広報紙ほっかいどう(広報広聴課)、道財産売却パンフレット(総務部総務課)、競馬出走表(競馬事務所)																								
ウェブ サイト	[本庁] ○ホームページ、ポータルサイト(観光局)へのバナー広告掲載 [振興局] ○ホームページへのバナー広告掲載																								
年 月	内 容																								
H24. 4～	○行財財産の貸付による自動販売機の設置(H24. 4から順次実施) ・貸付料: R3年度実績 159台 約5,090万円+実費/年																								
H25. 6～ R 1. 9	○赤れんが庁舎1階に売店開店 ・出店者: 小六 ・貸付料: 約220万円+実費/年																								
H25. 6～	○道庁別館1階に小売店開店 ・出店者: セブンイレブンジャパン ・貸付料: 約2592万円+実費/年																								
H28. 2～ H30. 1	○本庁12階塔屋に軽食喫茶店開店 ・出店者: コンフィ ・貸付料: 約206万円+実費/年																								
年 月	内 容																								
H19. 4～ R 4. 3	○本庁舎1階に企業・団体等から無償提供を受けた道産木製のいす・テーブル等を整備 ・財政負担軽減効果: 約250万円																								
H20. 4～	○本庁前庭にハイブリット(風力・太陽光)発電電灯設置 ・財政負担軽減効果: 約300万円																								
H24. 10～	○道庁前庭に包括連携協定を締結するサッポロビールとの協同事業により道産間伐材を活用した木製ベンチを整備																								
5. 評価手法の確立																									
①取組に係る評価	<p>(1) 道有建築物等の保全に関する支援、助言等 ・保全実地調査(施設劣化度調査、点検業務支援、助言等)【再掲】</p> <p>(2) 北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づく各種取組実績の公表(毎年度)</p> <p>(3) ベンチマーク指標による類似施設との対比及び改善事例等の庁内周知</p> <p>(4) インハウスエスコの実施結果(調査、改善事項、効果など)の庁内周知</p> <p>(5) ユニバーサルレイアウト導入結果の公表、庁内周知</p> <p>(6) 未利用地・低利用地の利活用、建築物移転・集約、広告等、道有資産の有効活用取組の道有財産等有効活用促進会議への報告 など</p>																								

北海道立近代美術館リニューアル基本構想（中間報告）素案について



北海道
教育委員会

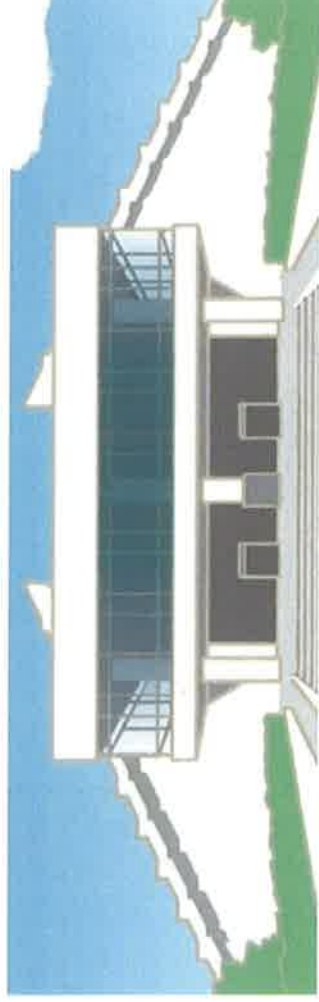
令和3年(2021年).3月
築43年経過（現在は45年経過）、耐用年数50年を間近に控え、長寿命化診断を実施した結果、
「長寿命化に適さない」との診断

《診断結果》

- ・新築時の耐力を有しているものの、劣化の遅延・回復のための改修は必要
- ・空調設備更新のため、空調を停止する必要があるが、収蔵品を一時移転できる場所がないため、
執務並行型改修ができないことから、長寿命化に適さない



- 美術館整備に向けた検討会議を発足し、美術館のあり方検討を開始（R4.1月～）
- 近代美術館のあり方（大切にすべきこと、期待すること等）について、関係団体や地域の方、美術館利用者等、
道民の皆様から意見を聴取（R4.6月～）
- 近代美術館の課題や目指す姿等について「北海道立近代美術館リニューール基本構想（中間報告）」として
取りまとめ（R5.2月）



1 作品の収集・保存

《収集方針と代表的な作品》

収集方針		代表的な作品
○ 北海道の美術	片岡球子「山（富士山）」	
○ 日本近代の美術	横山大観「陶靖節 幽堂弹琴」	
○ エコール・ド・パリ	マルク・シャガール「パリの空に花」	
○ ガラス工芸	レイ・コムフォート・ティファニー「ランプ・ぎばなぶじ」	
○ 現代の美術	ブリジット・ライリー「アレストI」	

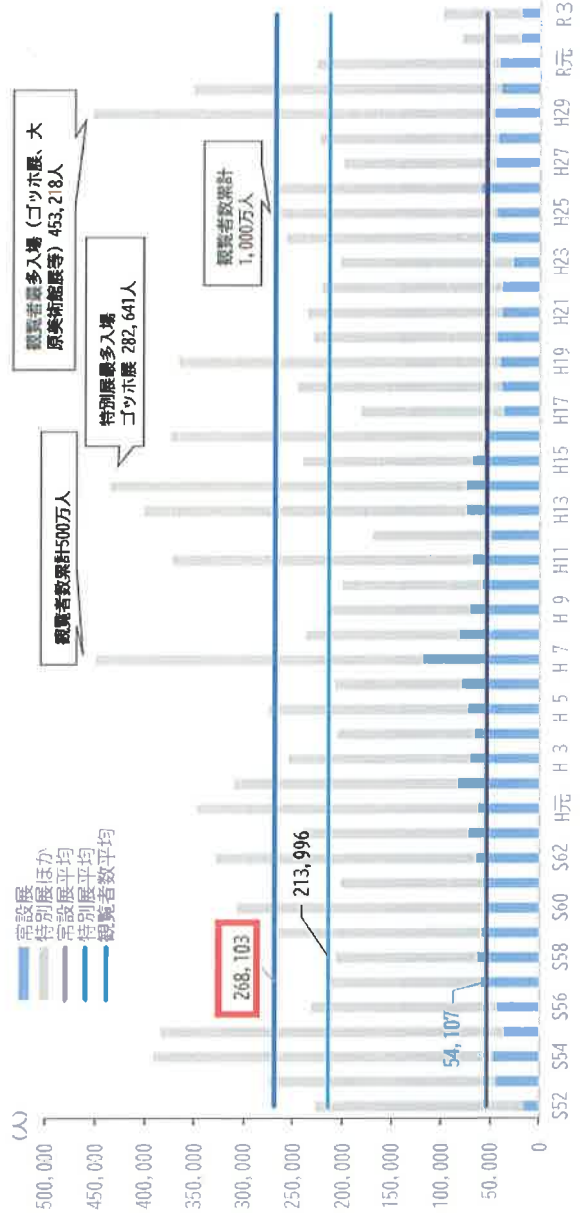
《近代美術館の種類別収蔵作品数 (R4.3.31 現在)》

油彩	日本画	水彩 素描	版画	彫刻	工芸	デザイン	写真	合計
829	282	369	2,286	113	1,720	231	51	5,881

(単位：点)

2 展覧会

《観覧者数の状況》



棚と棚の間の通路に作品を保管



作品を動かさないと搬出入できない

3 施設・設備



外部梁のひび割れ



軒立ち上がり部分のひび割れ



防水層の膨れ



トイレが古く、狭い



講堂は階段のみ、車椅子用スペースなし



通路に展示ケースを保管



展示用器具が満杯

これからの北海道立近代美術館検討会議



趣旨

- 老朽化した近代美術館について、施設整備方針の検討が必要なことから、これまでの美術館活動を検証するとともに、求められる役割や今後のあり方について、有識者から意見聴取を行う。

検討事項

- これまでの美術館活動の検証（現状、課題の整理）
- これからの美術館に求められる役割
- これからの美術館の活動コンセプト、必要な機能（収集保存、展示、教育普及等）
- 美術館の整備の考え方、運営方法のあり方
- その他近代美術館に関し必要な事項

■ 構成員

北海道大学	名誉教授 北村 清彦
株式会社haku	代表取締役 菊地 辰徳
北海道大学院	教授 佐々木 亨
北海道教育大学釧路校	教授 佐々木 宰
前札幌芸術の森美術館	館長 佐藤 友哉

■ 検討経過

時 期	議 事
第1回 R 4. 2. 1 (火)	・開催要領 ・これまでの経過 ・道民アンケート ・今後の進め方 ・施設視察
第2回 R 4. 3. 1 (火)	・近代美術館の活動の検証
第3回 R 4. 5. 12 (木)	・開催要領の一部改正 ・近代美術館の活動の検証 ・近代美術館のミッション
第4回 R 4. 7. 20 (水)	・近代美術館のミッション等に関する意見聴取の状況 ・今後の進め方
第5回 R 4. 9. 7 (水)	・近代美術館のミッション案等 ・施設設備の現状と課題
第6回 R 4. 11. 2 (水)	・ミッション、コンセプト案検討プロセス ・道民意見聴取の状況 ・運営方法のあり方
第7回 R 4. 12. 16 (金)	・目指す姿 ・施設整備方法
第8回 R 5. 1. 18 (水)	・これまでの検討内容
第9回 R 5. 2. 2 (木)	・近代美術館リニューアル基本構想（中間報告） 素案

聴取事項

- 近代美術館のこれまでの活動に対する評価
- 近代美術館が大切にすべきこと
- 近代美術館に期待すること

1 近代美術館関係団体等

対象者	意見聴取方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近代美術館協議会委員 (大学教授、学校教育関係、社会教育関係、作家、観光関係、公募委員) ・ 展覧会の共催者 	<ul style="list-style-type: none"> 文書照会 インタビュー、 文書照会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生 (美術部生徒) ・ 大学生 (美術学科学生) 	<ul style="list-style-type: none"> グループ インタビュー グループ インタビュー
<ul style="list-style-type: none"> ・ 作品寄贈者、ギャラリー関係者、作家、文化団体関係者等 ・ アートギャラリー北海道連携館 (78館) ※ 	<ul style="list-style-type: none"> 個人インタビュー 文書照会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育関係者、ボランティア、作家、作品寄贈者、美術記者 	<ul style="list-style-type: none"> グループ インタビュー



※ 道内の美術館等が連携して、相互に作品紹介やPR活動、イベント協力に取り組み、北海道全体をアートの舞台として、来館者増や地域に賑わいをもたすことを目指す取組

道民からの意見聴取

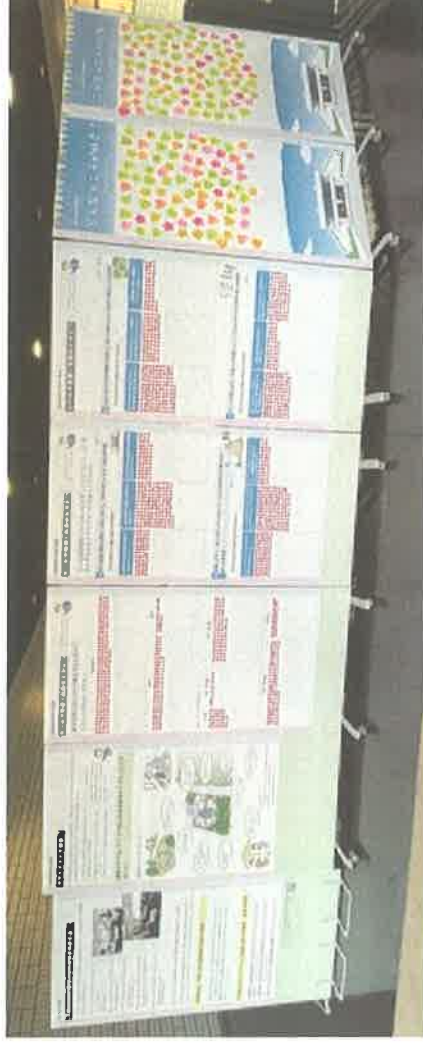
2 地域にお住まいの方、美術館利用者等



会場の2階ロビー。特別展の待ち時間や観覧後に多くの来場者が立ち寄っていた。新聞折込チラシを見て、このために来てくださった方も。



当日は、子どもから高齢者まで、多様な世代からご意見をいただいた



パネルの展示構成。投票シールと付箋が貼られた様子



スタッフの解説を熱心に聞く、ご自分の思いを語る参加者も



付箋に多くのご意見を書いていただく



周辺街区を含む広域

近美・知事公館の街区

近美の建物・緑地・取組み

- ・知事公館、三津好太郎美術館との一体的に文化・芸術を発信するエリアになったらいいな！[17]
- ・芸術を通して人々が幸せを感じられるような、豊かな心が育つような場になってくれたらいいな！[9]
- ・これからも北海道の美術館の中心的存在として、地域を牽引してあげるといいな！[14]
- ・世界にも誇れるような、観光資源にもなりうる美術館になってくれるといいな！[14]
- ・展示エリアや資料室がもっと広く充実するといいな！[21]
- ・今の近美の建物の良いところを残して、大事に使ってほしいな！[23]
- ・近美の場所はそのままに、施設が生まれ変わるといいな！[9]
- ・近美の建物自体がアートとして魅力あるものになったらいいな！[5]
- ・落ち着いた雰囲気・華美のある美術館だといいいな！[5]
- ・「近代」にとらわれずに、「今」の日本や世界のアートを体感できるといいな！[4]
- ・北海道ではなかなか見られないものや、全国・世界の作品が楽しめるといいな！[8]
- ・国際的に有名な作品がみられるといいな！[5]
- ・今まで以上にたたくさんの、様々なジャンルの展覧会が開催されるといいな！[13]
- ・国内や海外の美術館や博物館と連携した催しがあるといいな！[4]
- ・近美コレクションを生かした自主企画、常設展が充実するといいな！[9]
- ・作家・作品、展覧活動、研究に関するアーカイブを作るといいな！[4]

- ・子どもたちの好奇心を刺激し感性が育まれる展示や体験プログラムがあるといいな！[15]
- ・芸術祭など学びの機会や、道民の文化活動ができる場所や企画があるといいな！[13]
- ・地元作家の作品展示、活動支援によって地域との密着性が強まるといいな！[11]
- ・道民が利用できる市民ギャラリーや工房等、創作や発表の場があるといいな！[7]

- ・もっと気軽に来れるように、駐車場が充実するといいな！[21]
- ・もっとオープンで気軽に入りやすくなる開放感があるといいな！[10]
- ・誰もが気軽に立ち寄れて、地域と共に成長していけるような場になるといいな！[7]
- ・いろいろな人が美術に興味を受け、次の興味につながる場になるといいな！[7]
- ・市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさを追求した美術館になるといいな！[11]
- ・展示を見学しないときも、散歩だったり、ゆっくり過ごしたり生活の一部として美術館に立ち寄れるといいな！[28]
- ・いろんな世代の方が楽しみ、出会うような美術館になるといいな！[13]
- ・学校との連携やワークショップなど、小さい頃から親しみを育てる機会があるといいな！[9]
- ・子どもが気軽にアートを楽しめる美術館になったらいいな！[16]
- ・子どもが休んだり遊べたりする空間があって、家族で楽しめる美術館になるといいな！[8]
- ・遊べる場所や絵を描ける場所があるといいな！[3]
- ・誰もが興味を持ちやすいイベントや企画、体験コーナーがあるといいな！[22]
- ・吾妻や浮生がみんなで見学できる空間があるといいな！[3]
- ・テラス席などのある、気軽に利用できるカフェがあるといいな！[13]
- ・食事ができるレストラフがあるといいな！[12]
- ・美術に関する書籍や録音スペースがあったり、図書館のように気軽に立ち寄れる場になったらいいな！[7]
- ・夜間も開館していたり、夜間のイベントがあるのもっと気軽に利用できるといいな！[17]
- ・様々な表現方法での展示が楽しめるといいな！[9]
- ・デジタル技術を活用して、美術作品がアーカイブやオンラインで見学できたり来館が難しい人も楽しめるようにするといいな！[11]
- ・誰もが使いやすいトイレやエレベータ、休憩できる椅子の充実などユニバーサルデザインで施設が生まれ変わるといいな！[26]
- ・屋外の自然と融合した作品展示やイベント開催があるといいな！[12]
- ・手入れがいきどついた開放感のある庭になるといいな！[9]
- ・建物と自然が一体的に、みどりに囲まれた美術館だといいいな！[25]
- ・知事公館と一体的に、みどりを広く活用できるといいな！[8]
- ・都心部の中を今ある自然を大切に、守り、残してくれるといいな！[24]

北海道立近代美術館リニューアル基本構想
(中間報告) 素案

令和5年(2023年)2月
北海道教育委員会

第1 はじめに

北海道立近代美術館（以下「近代美術館」という。）は、地域性と国際性を併せ持つ総合的近代美術館の構想のもとに、昭和52年（1977年）7月、札幌市のほぼ中心部にオープンしました。以来、「地域に開かれ、地域の美術文化を拓く」ことを基本理念に掲げて、収集・保存・調査研究、展示、教育普及という美術館ならではの活動を着実に積み重ねることにより、本道の美術文化の振興を担ってきました。今日、近代美術館は広く道民に親しまれるとともに、本道はもとより、全国の関係者から、北海道の中核的美術館として大きな信頼と期待が寄せられています。

一方で、間もなく築46年となる施設は、著しく老朽化が進んでいます。また、人口減少や高齢化等による地域社会の変容、デジタル化とインターネットの普及による生活の変化、多様な人々を包摂する共生社会への志向の高まり等、オープン時に比べ美術館を取り巻く状況は大きく変わってきており、国内外の美術館では、このような現状に積極的に対応することが求められています。

こうした中、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、近代美術館のリニューアルを視野に入れ、今後の近代美術館の施設整備や役割等に関する方針の検討を行うため、令和4年（2022年）1月に、「これからの北海道立近代美術館検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置し、これまでの美術館活動の検証や今後の求められる使命、役割などについて、有識者や道民の皆様から御意見を伺いながら検討してまいりました。この基本構想（中間報告）は、道教委が近代美術館のあり方を整理したものであり、今後、この基本構想（中間報告）を活用して、近代美術館の施設整備方法を検討してまいります。



第3 現状と課題

1 作品の収集・保存

- 「北海道立美術館等作品収蔵計画」に基づき、「北海道の美術」や「エコール・ド・パリ」、「ガラス工芸」等の作品を収集
- 近代以降の北海道美術の歴史を一望できるコレクションが成立
- 「エコール・ド・パリ」「ガラス工芸」は、国内有数の充実度
- 作品は常設展示のほか、館外で活用し、作品に触れる機会を創出
- 収蔵庫等の狭あい化
- 設備等の老朽化に対する収蔵環境の保全
- コレクションの充実や作品修復の促進

3 展覧会

- 「北海道の美術」「エコール・ド・パリ」等、テーマに沿った常設展示や国内外の優れた芸術を紹介する大規模な特別展示を実施
- 美術作品の鑑賞が難しい地域の方々に向けて移動美術館を実施し、多くの道民の皆様が鑑賞していただける機会を提供
- 収蔵作品の活用機会の充実や移動美術館の実施方法の検討などによる鑑賞機会の確保
- 多様なニーズへの対応
- 作品を安定して管理できる環境の整備、展示用什器の保管場所の充実

5 利用者との関係

- 近美コレクションは約60%、特別展は約70%の人が満足
- 展覧会等の広報は、ポスター・リーフレットのほか、情報誌掲載
- ホームページのリニューアルやSNSを活用した情報発信
- 常設展示室内に階段しかない、トイレが古い・狭いといった現状から、ユニバーサル・デザインへの対応
- ボランティアが活動する場所等の充実
- カフェやレストラン、ミュージアム・ショップ、展示室内外で休憩できる場所など、くつろぎの場所としての機能の充実

2 調査研究

- 学芸員による調査研究の成果を、多彩なコレクション展や大規模国際展等の企画・展示、図録等で社会に広める
- 優れた道内作家を見だし、地域の美術文化の姿を解明
- 道内の市町村立及び私立美術館に対し、作品等の情報提供や助言
- 調査研究をより深化させるための研究環境の充実
- 自主企画展等、調査研究の成果を還元できる機会の充実
- 研究成果や作品・作家に関する情報などの、デジタル技術を活用したアーカイブ構築と公開・発信

4 教育普及事業

- 子どもから大人まで、美術館を身近な存在として親しんでもらえるよう、講演会やワークショップなどを実施
- 作品を学校に運び、鑑賞の手ほどこきを行う出張アート教室や、授業で活用できる鑑賞学習支援ツールを貸出し
- 美術関連の図書の閲覧等ができるARSコーナーの設置
- ICTの活用や誰もが興味を持ちやすいイベントなど、教育普及事業の工夫
- 講堂のバリアフリー化、映像・音響・照明設備の充実
- 来館者が自由に活用できるエリア、子どもが学べる場所の充実

6 館運営

- 道教委の直営
- 館長ほか職員23名（学芸系職員14名）
- 一般財源のほか、観覧料・貸館料・施設使用料を財源
- 事業費の縮小
- 団体受け入れや、気軽に訪れることのできるための駐車場の充実
- 長らく「キンビ」の愛称で親しまれてきたが、多様な時代・ジャンルの展覧会や、収蔵作品の年代の拡大を踏まえた美術館の名称の検討

第4 目指す姿

ビジョン 私たちがめざすもの

北海道立近代美術館は、アートの普遍的価値の継承・発展と、発信に取り組むことにより、誰もがその豊かさを享受することで、多様な人々が互いを受け入れ、活かし合う、創造性と活力にあふれる社会の実現を目指します。

ミッション 私たちの使命、役割

- 北海道の美術文化の中核として、道民に信頼され、親しまれるとともに、誰もが楽しみ、学び、やすらぎを感じ、人生の豊かさを見いだすことができる場所となります。
- アートを介した新たな発見や感動体験により、人々の生涯を通じて創造力と豊かな感性を育み、刺激し続けます。
- 様々な人々や団体と協働し、地域のアートの活性化に貢献するとともに、多様性の尊重や持続可能性が求められるこれからの社会づくりに向け、美術館としての活動を積み重ねながら、道民とともに歩んでいきます。

コンセプト 私たちが取り組んでいくこと

ハーモニー

くつろぎの空間としての魅力を向上させるとともに、多様な展示を通して、個性の異なる誰もがアートに親しむことができるよう、「コミュニケーション・デザイン」の考え方を、ソフト・ハードの両面に取り入れます。また、都心の縁の中にある美術館として、環境に最大限配慮した活動を行いながら、人とアートをつなぎ、文化と自然の調和のシンボルとなります。

コレクション

コレクションは美術館活動の原点であり、すべての人々に向けられた文化と教育の源泉です。収集方針に基づきながら、貴重な作品を系統的に収集し、展示やラーニング・プログラムなどに幅広く活用します。また、デジタル・データ化を進めながら、適切な取扱いと環境のもとで大切に守り、次世代へと引き継ぎます。

- ・社会の期待や美術館の動向を考慮した収集方針の検討
- ・コレクションの選定もめがたの明確化
- ・美術館の収蔵と適切な保存
- ・インターネット、出版等による発信力の強化
- ・計画的な作品の修復

リサーチ

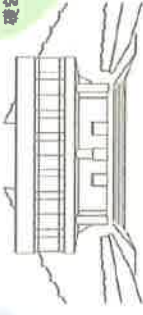
多岐にわたるリサーチ（調査研究）活動では、各分野における専門性を深めつつ、分野を横断し、統合することによって、アートの価値をさらに引き出し、美術館活動に幅広く活かします。また、誰もが北海道の美術について深く、多角的に学ぶことができるよう、資料のアーカイブ化などに取り組みます。

- ・展示、コレクション活用に関連した課題研究の充実
- ・インターネット、出版等による発信力の強化と発信力の強化
- ・学芸員の専門的知識と調査力、調査力
- ・外部研究との連携強化
- ・利用者に付随するアセスメントの充実

ウィズ・キッズ

子どもが自ら楽しみ、大人の手を引き何度でも訪れたいくなる美術館となるような展示、ラーニング・プログラム、ワークショップを企画・実施し、生誕にわたるアートとの関わりを確めます。

- ・学校教育との連携等による外部関係の強化
- ・ラーニング・プログラムの開発
- ・子どもと大人が一緒に楽しめるワークショップの実施
- ・子どもも親が立つた展示の工夫



コラボレーション

アーティスト、ボランティア、学校、企業など様々な人々や団体と特種的な協働体制を構築し、多様な展示を開催するほか、個人の成長、年齢や個性に応じた楽しみと学びの機会の創出を進め、地域の美術文化、芸術教育を活性化します。

- ・地域の団体と共に、北海道の美術館の魅力を最大限に引き出す
- ・展示の企画・実施から運営まで一貫して連携する
- ・音楽、鑑賞、スポーツ、医療等の他多様なジャンルとの協働活動
- ・企業、団体との新しい連携方法による展示の創出
- ・他業と連携したアートシーズンの活性化

第5 施設整備の基本的な考え方

「第3 現状と課題」で取り上げた現在の近代美術館に生じている課題や道民の意見を踏まえ、ミッション等の実現に向けて、次の6点の基本的な考え方や整備の例に基づいて施設整備を図ることが重要です。

検討に当たっては、他の都府県でリニューアールした美術館、政令指定都市や特別区を有する都府県の美術館等の規模を参考とします。

1 老朽化している施設・設備の更新

- ・外壁や屋根、電気・空調設備等の更新
- ・点検、メンテナンスや更新が容易な施設設備
- ・防犯・防災、自然災害への対応

2 収蔵庫や什器、資料の保管場所などの狭あい化の解消

- ・コレクションの充実を見込んだ保存スペース
- ・展示ケース等什器類の保管場所
- ・調査研究や道民に開放するための資料の保管場所

3 時代の進展にあわせたデジタル技術の活用

- ・デジタル技術を活用した鑑賞方法の確立
- ・アーカイブ化対応やデータベースの充実
- ・道内美術館等の活動情報に関する特設ページ

4 誰もが気軽に利用でき、学ぶことができる開かれた場所

- ・施設設備、表示等のUD化
- ・休館中でも鑑賞可能な常設展示スペース
- ・多機能ルームの設置
- ・道民の活動スペースの設置

5 多くの人が訪れる、居心地がよく、アクセスしやすい空間

- ・カフェやレストラン、ミュージアム・ショップなど、美術作品を鑑賞した余韻を楽しむことができる空間の構築
- ・駐車スペースの確保

6 都心の貴重な緑を活かした環境整備

- ・緑と調和し、持続可能性に配慮した施設設備
- ・自然との連続性を感じられる内装や、親子で楽しめるスペース

() 内は整備の例

第6 今後の進め方

1 基本構想の策定に向けて

築45年が経過し、著しく老朽化している現状への対応のほか、課題への対応やミッション等の実現に向け、近代美術館を整備する方法としては、既存施設を活用する方法（改修）、現在の敷地内で建て替える方法（現地新築）、知事公邸等が所在する区域へ移転する方法（移転新築）が考えられます。

しかし、いずれの整備方法も利点や課題があり、美術館活動への影響や経済性、環境性などが異なることから、建築関係法規等との整合を確認するとともに、「第5 施設整備の基本的な考え方」を踏まえながら、それぞれのメリット・デメリットを整理し、比較することが必要です。

なお、整備方法の選択に当たっては、様々な御意見があることを踏まえ、合理性・客観性を確保できる評価方法を検討するとともに、比較内容について、美術館を利用する方や近隣にお住まいの方など、道民の皆様からも御意見を伺いながら、引き続き丁寧に検討を進め、基本構想を策定することとします。

《比較項目の例》

区分	美術館活動			経済性		環境性	
	目的達成の明確度	建築工期	休館期間	イニシャルコスト	ランニングコスト	生物多様性への配慮	防災・安全への貢献度
改修+増築							
現地新築							
移転新築							
							その他